

課長	係長	検算	設計

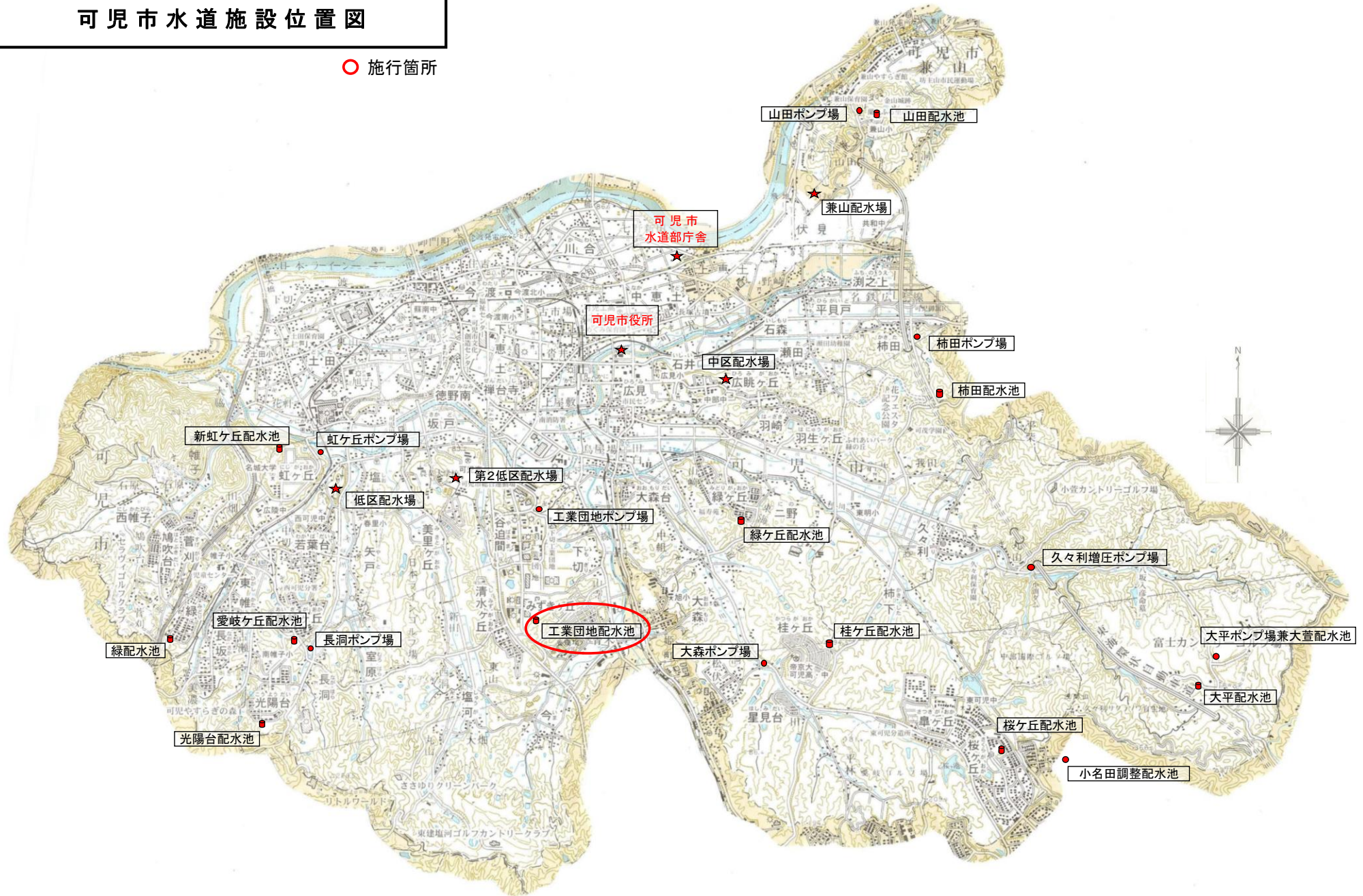
事業年度	令和元年度
事業種別	
工事番号	改工-6

工事名 工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事

可児市 水道部 水道課

可児市水道施設位置図

○ 施行箇所



施工箇所図

○ 施行箇所 PR

ジャパ
ン
セ
ミ
ミ
ク
ス

可児工業団地配水池

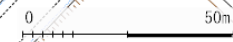
鳥羽工産

中川産業

姫ヶ丘四丁目

メトーカケフ

ミ
ニ
タ



工事番号	改工-6	工事箇所	可児市 姫ヶ丘 地内	
工事名	工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事			
施 行 理 由		工 事 概 要		
<p>本工事は、工業団地配水池の経年劣化している緊急遮断弁、地震計を更新し、既設電動弁制御盤の機能増設を行うものである。</p>		<p>機械設備更新工 一式 緊急遮断弁 1基 電気設備更新工 一式 既設電動弁制御盤機能増設 1面 地震計 1台</p>		
金 額		円	内消費税相当額	円

特記仕様書 ①

1. 一般事項

- (1) 受注者は、「工事請負契約書」「可見市水道工事共通仕様書」「可見市建設工事共通仕様書」「岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書」及び「特記仕様書」に基づき施工するものとする。
なお、特記仕様書は、共通仕様書に優先する。
- (2) 受注者は、本工事が「可見市工物品質証明実施要領」の対象となる場合、要領に基づき品質の証明を実施しなければならない。
- (3) 受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を提出し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金500万円未満に変更する場合には変更時登録を行うものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
- (4) 提出・提示書類は別添「可見市建設工事における取扱い書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、別添様式に基づき、電子メールにて提出するものとし、書面には署名または押印する必要はないものとする。これらに定めのない事項については、監督員と協議する。
- (5) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正法律第50号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改定平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。
排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機 種

- ・ バックホウ、トラクタシャベル、ブルドーザ、発動発電機（可搬式）、空気圧縮機（可搬式）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、その他ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械
- ・ 油圧ユニット（以下に示す基礎工事事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの
：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの
- ・ 排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの

2. 産業廃棄物の適正処理について

- (1) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。
- (2) 建設発生土については、工事間流用とし、流用先は監督員が指示する。都合により工事間流用ができなくなった場合は、別途協議する。ただし、建設発生土が100m3未満の場合はこの限りではない。また受注者の都合により処分場を変更する時は監督員に報告するものとする。

3. 使用材料

- (1) アスファルト再生合材について
本工事の本復旧で使用するアスファルト再生合材には「ささゆりクリーンパーク溶融スラグ」を混入するものとし、使用にあたっては、「溶融スラグの土木資材への利用に関するガイドライン（可見市）」によること。
- (2) コンクリート二次製品について
本工事に使用するコンクリート二次製品については、ささゆりクリーンパーク溶融スラグ混入資材を使用するものとし、施工前に溶出試験結果等の品質を証明する書類を提出し、監督員の許可を得ること。
- (3) 生コンクリートについて
本工事に使用する生コンクリート（均しコンクリートを除く）については、水セメント比60%以下とし、品質を証明する書類を提出して、事前に監督員の許可を得ること。

4. 工事施工について

- (1) 契約書18条第1項第1号から5号に係る設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行うこと。
- (2) 受注者は、工事着手に先立ち、現場付近の地元住民等に対する周知、説明、説得等を行い、トラブルの生じないよう努めること。
- (3) 工事による既設構造物の破損については、未然に防止するよう予め十分調査をし、また、支障を及ぼさないよう相当の防護工を施工しなければならない。なお、誤って損傷を与えた場合は、受注者の責任において復旧しなければならない。調査に際しては、記録保存の必要を認めた場合は写真撮影、測量等を行わなければならない。
- (4) 工事着手前に、可見市基準点（世界測地系）を用い、境界（座標）を確認すること。また、特に指示しない限り、構造物を官民境界とするため、官民境界と構造物の位置を示した図面等にて施工した構造物が民地を侵していないことを報告すること。
- (5) 施工区間と現道との取付については、交通の支障とならないよう充分留意すること。
- (6) 必要に応じ交通誘導警備員を配置し、安全を期さなければならない。また、夜間の安全確保についても十分な対策を施すこと。

5. 工事保険について

本工事において、発注者、受注者及び全下請人を被保険者として、工事着手から工事目的物の引渡しまでの期間について、賠償責任保険（保険対象：第三者に与えた損害）及び工事保険（保険対象：工事目的物、工事材料及び仮設物等）に加入するものとする。

6. ワンデーレスポンスの取り組みについて

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事です。□ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議、報告、承諾願、立会願等への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
- (2) 実施にあたっては、可見市工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領に基づき実施する。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施行程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。
- (4) 受注者は、施工計画書に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら、施工するものとする。

7. 電子納品について

「岐阜県電子納品要領」等に基づき、電子納品を行うこと。なお、電子納品の内容については、監督員と事前に協議し、決定すること。

8. 暴力団等による不当介入における通報義務について

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年可見市訓令甲第47号）に定める様式第9号により可見市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可見市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- (2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に工事等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9. 現場代理人の兼務について

現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項の規定により、契約工期内の現場常駐が義務付けられているが、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間については、監督員との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和するものとする。但、以下の条件を全て満たす場合に、他工事の現場代理人又は専任でない主任技術者を兼務することができる。

1. 他工事は、可見市発注の建設工事で、工事現場が市内であること。
2. 他工事においても、本工事と同様に現場代理人の兼務を認めていること。
3. 兼務を行う工事の総数が、本工事を含めて3件までであること。
4. 兼務を行う工事の請負代金額の合計が2,500万円未満であること。
5. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合、及び、発注者との連絡体制が確保されていないと監督員が認めた場合は、兼務を取り消すものとする。現場代理人が兼務となった場合は、本工事の監督員及び他工事の監督員の双方に、現場代理人兼務届を提出しなければならない。□

10. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について□

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間）については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打ち合わせにおいて定める。但、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

11. 消費税について

この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金に相当額を加減して支払うものとする。

特記仕様書
(条件明示)

工事名 工業団地配水池緊急流断弁等更新工事

下記項目、事項のうちレ印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、市と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目	明示事項	制約条件等
工 程	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 関連する別途発注工事あり	<input checked="" type="checkbox"/> A. 工種 (電気 (計装設備工事)) <input checked="" type="checkbox"/> B. 期間 (未定)
	<input type="checkbox"/> 2. 他機関協議による工程条件あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 期間 (~)
	<input type="checkbox"/> 3. 他機関との協議状況	<input type="checkbox"/> A. 協議済機関及び内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議機関及び内容 ()
	<input type="checkbox"/> 4. 占用許可状況 ()	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	<input type="checkbox"/> 5. 建築確認	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	<input type="checkbox"/> 6. 河川区域、保全区域内作業あり	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	<input type="checkbox"/> 7. 文化財協議 (文化財課)	<input type="checkbox"/> A. 協議済内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議内容 ()
	<input type="checkbox"/> 8. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
用 地	<input type="checkbox"/> 1. 用地補償物件撤去まで着工制限あり	<input type="checkbox"/> A. 区間 (No. ~ No.) <input type="checkbox"/> B. 着工見込時期 () <input type="checkbox"/> C. 内容 ()
	<input type="checkbox"/> 2. 工事用地の未買収	<input type="checkbox"/> A. 場所 () <input type="checkbox"/> B. 処理の見込み時期 () <input type="checkbox"/> C. 未買収地への立ち入り可否 ()
	<input type="checkbox"/> 3. 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> A. 官有地 <input type="checkbox"/> B. 民有地 <input type="checkbox"/> C. その他 () <input type="checkbox"/> D. 別途協議
	<input type="checkbox"/> 4. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
公 害 対 策	<input type="checkbox"/> 1. 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> A. 騒音 () <input type="checkbox"/> B. 振動 () <input type="checkbox"/> C. 水質 () <input type="checkbox"/> D. その他 ()
	<input type="checkbox"/> 2. 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> A. 調査の項目 ()
	<input type="checkbox"/> 3. 環境影響調査あり	<input type="checkbox"/> A. 生物・植物調査あり <input type="checkbox"/> B. フロン回収あり <input type="checkbox"/> C. その他 ()
	<input type="checkbox"/> 4. その他	<input type="checkbox"/> A. アスベスト含有材あり <input type="checkbox"/> B. フロン回収あり <input type="checkbox"/> C. その他 ()
安 全 対 策	<input type="checkbox"/> 1. 交通規制あり	<input type="checkbox"/> A. 全面通行止め <input type="checkbox"/> B. 片側通行止め <input type="checkbox"/> C. 時間制限あり ()
	<input type="checkbox"/> 2. 通学路あり	<input type="checkbox"/> A. 迂回路あり <input type="checkbox"/> B. 仮設歩道必要
	<input type="checkbox"/> 2. 交通整理員	<input type="checkbox"/> A. 区間 (No. ~) 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> B. 区間 (No. ~) 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> C. 区間 (No. ~) 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> D. 交替要員あり
	<input type="checkbox"/> 3. 鉄道等の近接作業制限あり	<input type="checkbox"/> A. 工法制限あり () <input type="checkbox"/> B. 作業時間制限あり ()
	<input type="checkbox"/> 4. バス路線 (運行者との協議)	<input type="checkbox"/> A. 協議済内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議内容 ()
工 事 用 道 路	<input type="checkbox"/> 1. 一般道路 (搬入路) の使用制限	<input type="checkbox"/> A. 搬入経路指定あり <input type="checkbox"/> B. 時間帯制限あり
	<input type="checkbox"/> 2. 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> A. 一般交通供用あり <input type="checkbox"/> B. 安全施設必要 () <input type="checkbox"/> C. 路面工 () <input type="checkbox"/> D. 工事完了後存続又は撤去 () <input type="checkbox"/> E. 構造 () <input type="checkbox"/> F. 用地 (借地) <input type="checkbox"/> G. 用地 (公用地) <input type="checkbox"/> H. 用地 (その他)
	<input type="checkbox"/> 3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
指 定 仮 設 備	<input type="checkbox"/> 1. 仮設物の指定又は一部指定あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 ()
	<input type="checkbox"/> 2. 仮設構造物の転用、兼用あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 内容 ()
	<input type="checkbox"/> 3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()

明示項目	明示事項	制約条件等
建設発生土 建設（産業）廃棄物 関係	<input type="checkbox"/> 1. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [場所が未確定]	<input type="checkbox"/> A. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> B. 投棄料計上あり <input type="checkbox"/> C. 整地（押土、敷均、締固等）必要 <input type="checkbox"/> D. 整地（押土）必要
	<input type="checkbox"/> 2. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [自工事へ流用]	<input type="checkbox"/> A. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> B. スtockヤード利用あり () <input type="checkbox"/> C. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> D. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> E. 仮置場の用地借上費計上あり
	<input type="checkbox"/> 3. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事へ流用、または処分地指定]	<input type="checkbox"/> A. 場所 () <input type="checkbox"/> B. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> C. 整地（押土、敷き均し、転圧）あり <input type="checkbox"/> D. スtockヤード利用あり () <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> F. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> G. 仮置場の用地借上費計上あり <input type="checkbox"/> H. 処分料計上あり
	<input type="checkbox"/> 4. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事からの流用]	<input type="checkbox"/> A. 他工事名 () <input type="checkbox"/> B. 請負者運搬あり（運搬距離 Km) <input type="checkbox"/> C. 盛土、埋め戻し <input type="checkbox"/> D. スtockヤード利用あり () <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> F. 仮置場の用地借上費計上あり
	<input type="checkbox"/> 5. 産業廃棄物の処理条件あり [特別管理産業廃棄物]	<input type="checkbox"/> A. 種類 () <input type="checkbox"/> B. 場所 () <input type="checkbox"/> C. 中間処理施設までの運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> D. 処理費計上あり
	<input type="checkbox"/> 6. 浄化槽、汲み取り便槽の取壊し処分あり	<input type="checkbox"/> A. 槽内洗浄必要 <input type="checkbox"/> B. 可児市環境課と打合せの必要あり
	<input checked="" type="checkbox"/> 7. 「可児市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理について」に基づく提出・提示書類あり	<input checked="" type="checkbox"/> A. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） <input type="checkbox"/> B. 建設発生土処理地の関係図書 <input type="checkbox"/> C. コブリス <input type="checkbox"/>
工事支障物件	<input type="checkbox"/> 1. 占用支障物件あり（電気）	<input type="checkbox"/> A. 移設時期（R 年 月頃） <input type="checkbox"/> B. 移設時期（別途協議）
	<input type="checkbox"/> 2. 占用支障物件あり（電話）	<input type="checkbox"/> A. 移設時期（R 年 月頃） <input type="checkbox"/> B. 移設時期（別途協議）
	<input type="checkbox"/> 3. 占用支障物件あり（水道）	<input type="checkbox"/> A. 移設時期（R 年 月頃） <input type="checkbox"/> B. 移設時期（別途協議）
	<input type="checkbox"/> 4. 占用支障物件あり（下水道）	<input type="checkbox"/> A. 移設時期（R 年 月頃） <input type="checkbox"/> B. 移設時期（別途協議）
	<input type="checkbox"/> 5. 占用支障物件あり（ガス）	<input type="checkbox"/> A. 移設時期（R 年 月頃） <input type="checkbox"/> B. 移設時期（別途協議）
	<input type="checkbox"/> 6. 占用支障物件あり（マンホール蓋、仕切り弁蓋等）	<input type="checkbox"/> A. 管理者による高さ調整 () <input type="checkbox"/> B. 請負者による高さ調整 ()
	<input type="checkbox"/> 7. 占用支障物件あり（その他）	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 () <input type="checkbox"/> B. 移設時期（別途協議）
	<input type="checkbox"/> 8. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
排水工関係	<input type="checkbox"/> 1. 濁水、湧水処理条件あり	<input type="checkbox"/> A. 方法 ()
	<input type="checkbox"/> 2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
再生材使用及び熔融スラグ	<input type="checkbox"/> 1. 再生材使用指定あり	<input type="checkbox"/> A. RC <input type="checkbox"/> B. アスファルト再生合材（30%再生） <input type="checkbox"/> C. アスファルト再生合材（100%再生） <input type="checkbox"/> D. 熔融スラグ使用あり () <input type="checkbox"/> E. 再生材を使用できない場合別途協議
	<input type="checkbox"/> 2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
その他	<input type="checkbox"/> 1. 現場発生材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 () <input type="checkbox"/> B. 納入場所 ()
	<input type="checkbox"/> 2. 支給材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 () <input type="checkbox"/> B. 引渡し場所 ()
	<input type="checkbox"/> 3. イメージアップあり	<input type="checkbox"/> A. 仮設費 () <input type="checkbox"/> B. 安全費 () <input type="checkbox"/> C. 営繕費 () <input type="checkbox"/> D. 特別なイメージアップ ()
	<input type="checkbox"/> 4. 「可児市工物品質証明実施要領」該当あり	<input type="checkbox"/> A. 品質証明員の配置あり
	<input type="checkbox"/> 5. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()

工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事特記仕様書

第1章 総則

第1節 一般共通事項

- 1-1-1 本工事は、仕様書、設計書および図面に基づき、工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事を行うものである。
- 1-1-2 受注者は、本工事設計図書に明記してないものでも本設備の目的、機能、保安、および法規上必要なものは、すべて受注者の負担で整備すること。
- 1-1-3 受注者は、本工事設計図書に疑義が生じた場合は、可児市（以下市という）と速やかに協議し、適切な処理を行わなければならない。
- 1-1-4 受注者は、水道施設に係る技術ならびに電気・計装・機械設備に係る技術を十分習得した技術者を主任技術者及び現場代理人と定め、現場に常駐することを義務づける。なおこれら技術者が不適と市が判断した場合は、変更を命ずることがある。
- 1-1-5 受注者は、工事期間中に当市の構造物を損傷、あるいは汚染したときは速やかに復旧または弁償しなければならない。
- 1-1-6 受注者は工事期間中、あるいは完成後も本工事に起因すると判定される第三者損傷は、すべて受注者の責任で速やかに対処しなければならない。これに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- 1-1-7 工事竣工引渡しまでの機器類一切の納品物品の保管管理責任は、すべて受注者にある。ただし天災地変の不可抗力の災害と判断される場合は別途協議する。
- 1-1-8 本工事に係る官公庁手続業務の代行を受注者は一切行う。

第2節 材料

- 1-2-1 本工事において使用する機器、材料類はすべて各規格に適合するものでなければならない。
- (1) 日本工業規格（J I S）
 - (2) 電気規格調査会標準規格（J E C）
 - (3) 日本電機工業会標準規格（J E M）
 - (4) 電気設備技術基準
 - (5) 内線規程
 - (6) 可児市水道工事共通仕様書
 - (7) 岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書
 - (8) 日本水道協会規格
 - (9) 可児市建設工事共通仕様書
 - (10) 労働安全衛生諸規格

(11) その他関係基準

- 1-2-2 上記基準に該当しない製品、材料を使用する場合は、見本を提出し、検査して合格したものを使用すること。材料検査、工場試験等に要する費用はすべて受注者の負担とする。

第3節 現地調査及び試運転

- 1-3-1 本工事に着手する前に、この設計図書に基づいて現地調査を行い、使用する機器類及び仮設機器類に対する施工計画書を作成し、協議、承認を受けた後、機器類の製作に着手しなければならない。製作完了後は製作工場にて規定の工場検査を行い、その後、求めに応じて立会検査を行うこともある。
- 1-3-2 使用する機器類は、工場試験及び立会試験に合格したものを検査合格証と共に現場に搬入し、据付を行う。
- 1-3-3 納入機器の据付完了後、機器単体テスト及び組み合わせてテストを行い、これらのテストが完了後、現地立会検査を受け、合格後、最終仕上げを行い引き渡しできるようにすること。
- 1-3-4 受注者は試験検査及び試運転に要する一切の費用を負担するものとする。

第4節 更新工事

- 1-4-1 現場に搬入された機器類は、据付施工図（承認図）に基づいて所定の位置に機器据付、既設電動弁制御盤機能増設、電気設備工事を行うこと。
- 1-4-2 機器類の据付は、耐震性能を十分考慮し、建築設備耐震設計・施工指針に沿って施工しなければならない。したがって、基礎ボルト、ズレ止め等十分に考慮すること。なお機器類の据付位置は取り扱い、維持管理等の都合で現地にて変更することもあるがこれに要する費用は受注者で負担すること。
- 1-4-3 工事期間中、隣接建物、道路、フェンス等に損傷を与えないよう十分養生しなければならないが、もし損傷を与えたときは速やかに市監督職員に連絡し、対処すること。
- 1-4-4 工事完了に際しては、完全な跡片付け、清掃を実施し、市及び監督職員の承認を受けること。
- 1-4-5 工事写真は、それぞれ判別ができるように黒板を入れて撮影し、整理すること。工事写真は、デジタルカメラで撮影すること。尚、写真管理については「可児市水道工事写真撮影基準」に従うこと。

第5節 塗装

- 1-5-1 納入機器はコンクリート中に埋込むもので、SUS製以外は塗装または被覆すること。

- 1-5-2 本仕様書中に指定しているもの以外は、J I Sに規定する塗料で、下地処理後、下・上塗りを施す。塗装仕様については市監督職員と協議の上、決定する。尚、機械機材についてはメーカー標準塗装とする。
- 1-5-3 納入機器は据付・現場試験等すべて完了後補修塗装を行う。尚、現場における各種塗料の保管、特に可燃性のあるものについては特に注意すること。

第6節 雑則

- 1-6-1 受注者は市が指示する図書を提出すること。
- 1-6-2 受注者は、契約業務が完了後、直ちに市監督職員と詳細な仕様打合せを行い、細部を決定し工事の進捗を計らなければならない。
- 1-6-3 受注者は、工期を遵守し、如何なる場合も遅延してはならない。天災、地変その他受注者の責を帰することができないと市が判断した場合を除いて、すべて受注者が責任を取る。

第2章 工事概要

第1節 概要

- 2-1-1 本工事は、可児市上水道 工業団地配水池の緊急遮断弁を取替え、それに伴う既設電動弁制御盤の機能増設改造、電気設備工事である。

工業団地配水池は、稼動以来 20 年以上が経過しており、経年劣化が著しく、その機能はかなり低下している。その為今回は緊急遮断弁・地震計を取替えるが、主要電源をDC 100Vから、AC 100Vに変更するため既設電動弁制御盤の機能増設改造も行うものである。

今回、既設電動弁制御盤の機能増設改造に当たっては、改造後の整合性や瑕疵の責任範囲を明確にするために製造業者である、東芝インフラシステムズにより設計を行い、機能増設後の試験確認を行うものとする。

本機場は現在稼動中であり、工事に際しては停電には十分注意することはもちろんのこと、本機場の制御・操作方法を熟知し作業に当たることを義務付けるものとする。又、やむを得ず断水・停電工事を行う場合は、水量・濁り等に対して送水先の水質に影響が出ないように、十分な実施計画を作成し、市及び監督職員の承認を受けなければならない。場合によっては、深夜作業にて施工を指示することがある。

また、現場工事期間中において既設設備に故障等の異常状態が発生した場合は、早急に市及び監督職員に連絡を行い、復旧可能な体制を整えること。

第2節 主なる工事

2-2-1 機械設備工事

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 緊急遮断弁製作更新工事 | 1 式 |
| (2) 地震計製作更新工事 | 1 式 |
| (3) 上記に伴う設置配管工事 | 1 式 |
| (4) 上記に伴う撤去搬出工事 | 1 式 |
| (5) その他、不可避的な工事 | 1 式 |

2-2-2 電気設備工事

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 既設電動弁制御盤機能増設 | 1 式 |
| (2) 機械設備更新に伴う配管配線工事 | 1 式 |
| (3) その他、不可避的な工事 | 1 式 |

第3章 機器仕様

第1節 機械設備概要

3-1-1 更新及び整備品は以下の通りとする。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 緊急遮断弁 | 1 基 |
| (2) 地震計 | 1 台 |

3-1-2 機器仕様

(1) 緊急遮断弁・流入電動弁・手動流入調整弁

1) 仕様

型 式	くし歯弁体形バタフライ弁
呼 び 径	φ 4 0 0 mm
数 量	1 台
最高使用圧力	0. 7 5 M p a
接続フランジ形式	J I S G 5 5 2 7 (7.5K) R F
操 作 方 式	電動式
面 間	J W W A B 1 3 8 に 準 ず る (470mm)

2) 構造

基本構造は、JWWA B 138 水道用バタフライ弁に準拠するものとする。
本弁の弁箱内面はゴムライニングを施し、完全止水も出来る構造とする。
弁体形状は「く」の字形で、「くし歯」を設けた特殊形状弁体とし、キャビテーションの成長を押さえ、広範囲な制御特性を有する構造とする。

3) 主要部材質

弁 箱	:	F C D 4 5 0 - 1 0
弁 体	:	F C D 4 5 0 - 1 0
弁 棒	:	S U S 4 0 3
弁 箱 弁 座	:	合成ゴム (全面ゴムライニング)

尚、本弁に使用する金属材料は日本工業規格に該当する材料を使用すること。

4) 電気仕様 (緊急遮断弁・流入電動弁)

① 電動操作機構

弁の全開、中間、全閉位置で動作するリミットスイッチ、弁の開閉動作中に発生する異常なトルクにより動作するトルクスイッチ、手動切替時に動作するインターロックスイッチ、減速装置、電動機等で構成し、全て屋外防滴ケースに収められたものとする。

② 開度発信機を内蔵し、DC 4～20 mA出力可能なものとする。

③ 電動機出力 0.2 kW

電動機電源 AC 100 V 60 Hz

操作電源 AC 100 V 60 Hz

発信機電源 DC 24 V

5) 塗装

本体内面 : エポキシ樹脂紛体塗装 (但し、弁体のみ。弁箱内面は全面ゴムライニングにより無塗装)

本体外面 : 青色 (メーカー標準塗装) とする。

6) 検査

外観寸法検査

開閉作動検査

水圧検査

胴体試験 : 1.75 MPa

弁座漏れ試験 : 0.75 MPa

(2) 地震計

1) 動作

地震動により倒立重錘が動揺すると電磁回路に微弱な電気信号が発生し、これを増幅して内蔵継電器を作動させ、外部電気回路の制御を行い、水平全方向を検出する。

2) 電源 : AC 100 V

3) 出力信号 : 100ガル (感震軽) 及び250ガル (感震重) を出力出来るものとする。

第2節 電気設備概要

3-2-1 機器構成は以下の通りとする。

(1) 既設電動弁制御盤機能増設

1面

3-2-2 機能増設仕様

1) 数	量		1 式
2) 準拠増設器具		J I S、J E C、J E M	
3) 盤面増設器具		電圧計	1 個
		信号表示灯 (R、G、R)	1 組
		操作スイッチ (3 点)	1 個
4) 盤内増設器具		配線用遮断器 (2P 5 0AF)	2 台
		双投形電磁接触器 (6 0A)	1 台
		電磁接触器	2 台
		サーマルリレー	1 台
		コンデンサ (機械支給品) 取付スペース	1 式
		補助継電器、タイマ類	1 式
5) 設計及び試験確認については既設メーカーの東芝インフラシステムズによるものとする。			

第 4 章 更新工事

第 1 節 概要

本工事は、設計図・仕様書・製作承認図・施工図ならびに市監督職員の指示にもとづいて遺漏のないよう入念に施工し、すべて責任施工とする。

工事は各種工事業者と出会いになる事がある為、よく協議し、協調をとって工事の円滑と進捗をはかること。

本機場は、現在稼動中であるので、衛生・風紀・火気・汚染等について厳重な監視・監督を実施すること。したがって作業日報には必ず当日従事者の名前を明記し、後日市監督職員に提出すること。停電・送水停止に陥る様な作業は、停止確認、送水確認も含めて最大 6 時間とする。又、事前に協議書を提出し、市監督職員の指示を受けること。

本工事において発生する産業廃棄物・ごみ類は廃棄容器等を分別して設置し、現場における清掃管理と共に廃棄物の管理を十分に行わなければならない。

廃棄物は定期的に指定された場所に搬出しなければならない。この際、廃棄証明書等を提出すること。

4-1-1 共通事項

工事は関係法規に準拠し、機械的、電氣的に完全且つ、美麗にして耐久性に富み、保守点検が容易なように施工することが肝要である。

機器の据付及び配線経路の詳細な位置の決定については、設計図と異なる場合は、施工設計図の承諾申請書を提出の上、市監督職員の指示を受けること。

湿気、水気の多い場所、腐食性ガス、可燃性ガスの発生する場所などに施設する器具ならびに配線は、その特殊性に適合する電氣的接続、絶縁及び接地工事を行

った上、所定の防湿、防蝕及び防爆処理を施さなければならない。

4-1-2 機械材料

(1) 材料

本工事に使用する材料は、指定されたもの、J I S又は日本水道協会規格の製品を使用する事。使用しない場合は使用材料申請書を提出の上、市監督員の指示を受けること。

4-1-3 電気材料

(1) 電線及び付属品

1)電線及び付属品は、J I SまたはJ C A Aにより製作された製品とすること。

2)電線の種類及び大きさ

電線の種類及び大きさは図面によるが、特に記載のない場合は次によること。

イ) 低圧動力ケーブルは公称面積 3.5mm^2 以上の 600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-C E) を使用すること。

ロ) 制御用ケーブルは、公称面積 1.25mm^2 以上の制御用ビニル絶縁ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-C E E) を使用すること。

ハ) 計装信号ケーブルは、原則として公称面積 1.25mm^2 以上の制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (シールド付) (EM-C E E - S) を使用すること。

ニ) 接地線は 600V 耐燃製ポリエチレン絶縁電線 (接地線も含) (EM-I E) を使用すること。

(2) 金属管及び付属品

金属管及び付属品は、J I Sにより製作された製品とすること。

4-1-4 機械設備施工

(1) 機器の更新

機械設備については今回、廻りの配管を更新しない緊急遮断弁のみの更新であり、調整を行い、正しく水平に設置すること。既設フランジ等が傾斜している場合はこれに合わせるものとする。更新する弁類の面間寸法は既設寸法と同じものとする。受注者の都合によりやむを得ず面間寸法が違う場合は受注者の責任において前後の配管 (ナイロンコート鋼管、日本水道協会認証品) 等の取替もしくは調整にて施工すること。尚、この場合増額等は認めないこととする。

既設コンクリート基礎がある為、撤去時にはつり、高さ合わせを行うこと、必要に応じてモルタルにて復旧、仕上げる。但し、既設アンカーボルトを流用する場合は、強度に影響する様な事をしてはならない。

(2) その他

日本工業規格、日本水道協会規格及び可児市建設工事共通仕様書によること。

4-1-5 電気設備施工

(1) 屋内配線

1) 端末処理等

イ) 公称断面積 14 mm²以上の低圧動力ケーブルの端末処理は J C A A 規格の材料を用いて行うこと。

また 14 mm²未満の低圧動力ケーブルは、テーピングによる端末処理をすること。尚、施工困難な箇所については、係員の指示により施工すること。

ロ) 低圧動力ケーブルの各芯線は相色別を行うこと。

(3) その他

電気設備技術基準、内線規程、電気設備工事共通仕様書及び可児市建設業共通仕様書によること。

第 5 章 運転・制御方法

第 1 節 概要

本工事において設置する機器の運転・制御方法は、既設設備の制御及び操作方法をよく理解し、既設の他の可児市水道設備機場との相違による運転操作員の誤認識・誤操作が発生しないよう、可児市担当者と十分な打ち合わせを行い検討・設計・製作をすること。

第 6 章 試験・検査

6-1 本設備に使用する機器はそれぞれの規格、基準に適合したものでなければならぬ。主要機器は、製作完了後は製作工場において社内試験を行った後、市監督職員の立会いにより承認を受けた上で現場へ搬入する。但し、工場立会いは市監督職員との協議により省略するところがある。試験・検査に要する費用は受注者の負担とする。

6-2 機器の検査

検査は主として次のとおりとする。

- (1) 外観・構造検査 (寸法・塗色・保安・美観・取付強度・施工)
- (2) 絶縁抵抗測定試験 (電気機器)
- (3) 動作・保護試験 (電気機器)
- (4) その他試験

6-3 現地試験

すべての機器の据付完了後、現地試験調整を行い、単体実流試験およびポンプ

との組合せ試験及び本工事にて該当する箇所の総合試験を行う。

この試験に合格した上、後日十分なる取り扱い説明を行う。

6-4 完成引渡し

すべての試験に合格したら、補修塗装・文字書き・跡片付け・清掃を行い完成引渡しとする。

第7章 付則

7-1 設計変更

当市より設計変更を命じた場合、軽微と判定するものの他は請負金額を増減することがある。

7-2 保証期間

本工事の保証期間は2ヶ年とする。保障期間中の故障、不具合はすべて受注者の責任で復旧する。但し、天災、地変その他受注者の責を帰することができないと市が判断した場合を除く。

7-3 講習会の開催

本工事で設備された機器の日常管理に必要な技術を市監督職員、担当職員が習得するまで講習会を行うこと。

7-4 受注者の条件

受注者は、機械、電気、計装技術の粋を集約できる組織を有し、短期日にまとめ施工できる優秀な業者であること。

なお、無人機場であるので事故その他欠陥箇所の発生時は、速やかに点検修理を昼夜問わず実施し、復旧できる組織と能力を有すること。

7-5 工事の一括外注の禁止

本工事はすべて責任施工とし、一括外注はこれを禁止する。

なお、不当と判断される場合は中止を命ずることがある。

7-6 本工事に使用する機械機器はすべて優良品で、機器の種類や制御・操作方法等は現在運用中の既設水道設備を参考にして選定することとし可児市内他既設機場との統一性および維持管理の観点から下記業者の製品とする。

緊急遮断弁

前澤工業(株)

既設電動弁制御盤機能増設改造（設計及び試験確認）

(株)東芝インフラシステムズ

工 事 費 総 括 表

	項 目	金 額	備 考
機 械 設 備 更 新 工	工事価格		
	消費税相当額		
	計		
電 気 設 備 更 新 工	工事価格		
	消費税相当額		
	計		
合 計	工事価格		
	消費税相当額		
	計		

本工事費内訳書

工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事 【機械】

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
機器費	式	1			1号明細書 5頁	
機器単体費						
労務費	式	1			2号明細書 6頁	
材料費	式	1			3号明細書 7頁	
直接工事費(機械経費、総合試運転費、仮設費除く)	式	1				
機械経費(率)	式	1				
機械経費(積上げ)	式	1			1号内訳書 3頁	
総合試運転費(率)	式	1				
仮設費(率)	式	1				
直接工事費計	式	1				
間接工事費	式	1				
共通仮設費(率)	式	1				
準備費(積上げ)	式	1			2号内訳書 4頁	
共通仮設費計	式	1				

本工事費内訳書

工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事 【機械】

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
純工事費	式	1				
現場管理費	式	1				
据付間接費	式	1				
据付工事原価	式	1				
設計技術費	式	1				
工事原価	式	1				
一般管理費等	式	1				
一般管理費等計	式	1				
工事価格	式	1				
工事価格計	式	1				
消費税相当額	式	1				
設計価格	式	1				

機械経費(積上げ)

内訳書

1号内訳書

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型・4.9t吊	供用日					
計						

内訳書

2号内訳書

準備費(積上げ)

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
処分費 撤去品搬出運搬処分 (電気設備含)	式	1				
計						

明細書

1号明細書

機器費

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
緊急遮断弁 φ400 電動Lo-TM AC100V 0.2kW 上水F 開度発信機付	台	1				
計						

労務費

明細書

2号明細書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
一般労務費	式	1			1号代価表 8頁	
機械設備据付労務費	式	1			2号代価表 9頁	
計						

明細書

3号明細書

材料費

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
フランジアダプタ用ゴムリング φ400	本	1				
フランジ材料 RFパッキン Φ400 7.5k	枚	2				
ボルト・ナット(SUS) Φ400 7.5k M22*95*12本	組	2				
補助材料費	%				諸雑費	
計						

一般労務費

代価表

1号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
設備機械工	人					
配管工	人					
普通作業員	人					
計						
1式当り						

機械設備据付労務費

代価表

2号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
機械設備据付工	人					
計						
1式当り						

本工事費内訳書

工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事 【電気】

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
機器費	式	1			1号明細書 3頁	
機器単体費						
労務費	式	1			2号明細書 4頁	
材料費	式	1			3号明細書 5頁	
直接工事費(機械経費、総合試運転費、仮設費除く)	式	1				
機械経費(率)	式	1				
総合試運転費(率)	式	1				
仮設費(率)	式	1				
直接工事費計	式	1				
間接工事費	式	1				
共通仮設費(率)	式	1				
共通仮設費計	式	1				
純工事費	式	1				
現場管理費	式	1				

本工事費内訳書

工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事 【電気】

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
据付(技術者)間接費	式	1				
据付(機器)間接費	式	1				
据付間接費						
据付工事原価	式	1				
設計技術費	式	1				
工事原価	式	1				
一般管理費等	式	1				
一般管理費等計	式	1				
工事価格	式	1				
工事価格計	式	1				
消費税相当額	式	1				
設計価格	式	1				

機器費

明細書

1号明細書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
電動弁制御盤機能増設改造 緊急遮断弁交流回路、発電機外部接続機能追加	式	1				
地震計 AC100V 100・250ガル	台	1				
計						

労務費

明細書

2号明細書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
一般労務費（据付）	式	1			1号代価表 6頁	
技術労務費（据付）	式	1			2号代価表 7頁	
技術労務費（単体調整）	式	1			3号代価表 8頁	
計						

明細書

3号明細書

材料費

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
ケーブル・電線類	式	1			4号代価表 9頁	
電線管類	式	1			5号代価表 10頁	
補助材料費	%				諸雑費	
計						

一般労務費（据付）

代価表

1号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
電工	人					
計						
1式当り						

技術労務費（据付）

代価表

2号代価表

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
電気通信技術者	人					
計						
1式当り						

技術労務費（単体調整）

代価表

3号代価表

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
電気通信技術者	人					
計						
1式当り						

代価表

4号代価表

ケーブル・電線類

1式当り

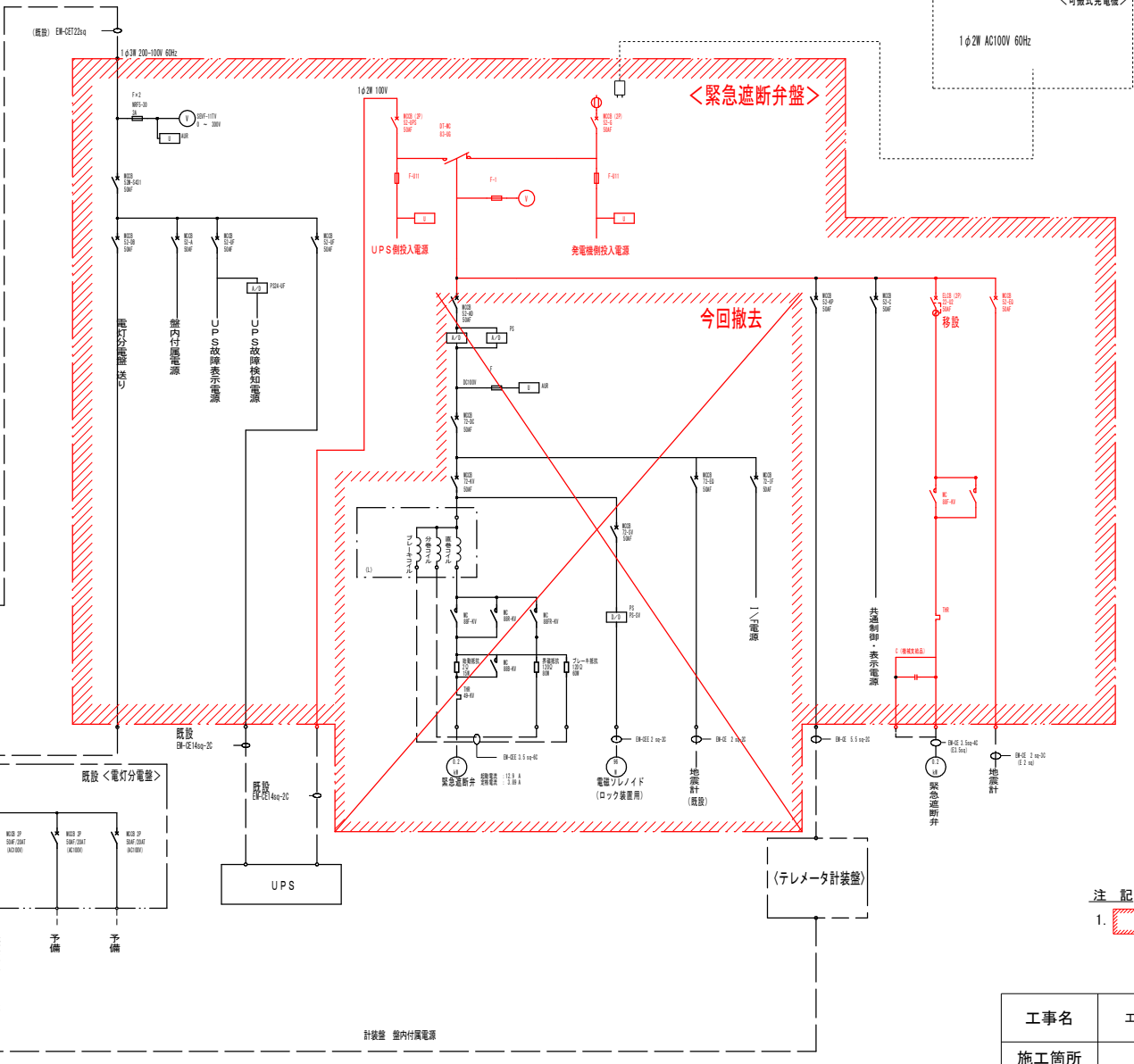
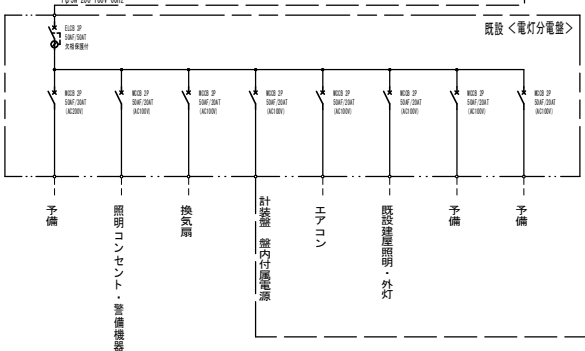
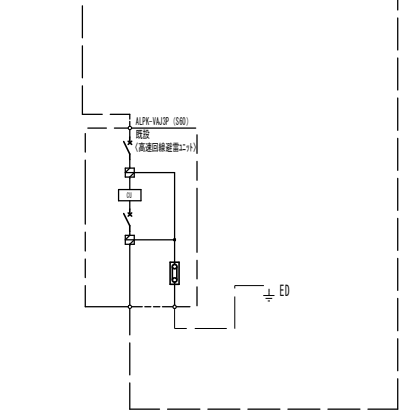
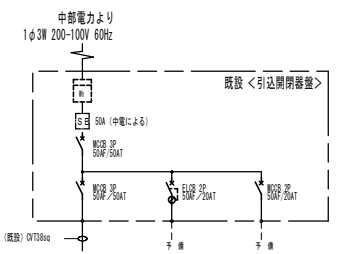
名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
CE/F(EM-CE) ケーブル 600V 3.5mm ² 4心	m	10				
CEE/F(EM-CEE) 電線 1.25mm ² 10心	m	10				
CEE/F(EM-CEE) 電線 1.25mm ² 6心	m	7				
CEE/F-S(EM-CEE-S) ケーブル 銅テープ 1.25mm ² 2心	m	10				
ケーブル・電線類付属材料	%				諸雑費	
計						
1式当り						

代価表

5号代価表

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
ポリエチレンライニング鋼管 厚鋼 28mm L3.66m	m	6				
ポリエチレンライニング鋼管 厚鋼 22mm L3.66m	m	3				
金属製可とう電線管 30mm ビニル被覆	m	3				
金属製可とう電線管 24mm ビニル被覆	m	2				
ステンレス製プルボックス 防水型 端子付き 縦300×横300×奥行200mm	個	1				
電線管類付属材料	%				諸雑費	
計						
1式当り						



単線結線図

注記
1. [Red hatched box] は今回施工箇所を示す。

工事名	工業地配水池緊急遮断弁等更新工事
施工箇所	可児市 姫ヶ丘 地内
図面	単線結線図
縮尺	
図面番号	1
可児市 水道部 水道課	

NP仕様

NP-1	電動弁制御盤
LOCA NP-1	S-431

CP仕様 現状

NO.	記入文字
1	受電電圧
2	緊急遮断弁開度
3	緊急遮断弁

CP仕様 機能増設

NO.	記入文字
1	電源切換二次電圧
2	緊急遮断弁開度
3	緊急遮断弁
4	受電電圧



COS-1仕様

No.	DEV-No.	a	b	c
COS-1	430D-KV	現場	/	ポンプ場

MCS仕様 スイッチガード付

手動	自動	NO.	機能
A	A	A	操作と表示

CS-1仕様 現状

No.	DEV-No.	a	b	c
CS-1		遮断	/	復帰

CS-1仕様 機能増設

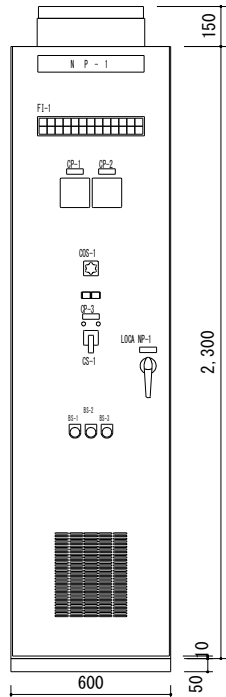
No.	DEV-No.	a	b	c
CS-1		閉	引いて停止	開

BS用NP仕様

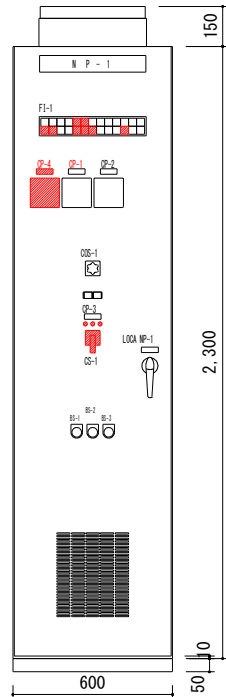
NO.	A	形式
1	BS-1	地震計解除
2	BS-2	表示復帰
3	BS-3	ランプテスト

メータ（指示計）仕様

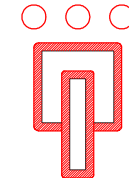
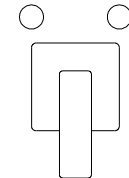
NO.	種別	スケール
1	V	0 ~ 300 V
2	GI	0 ~ 100 %
3	VI	0 ~ 300 V



電動弁制御盤（現状）



電動弁制御盤（機能増設）



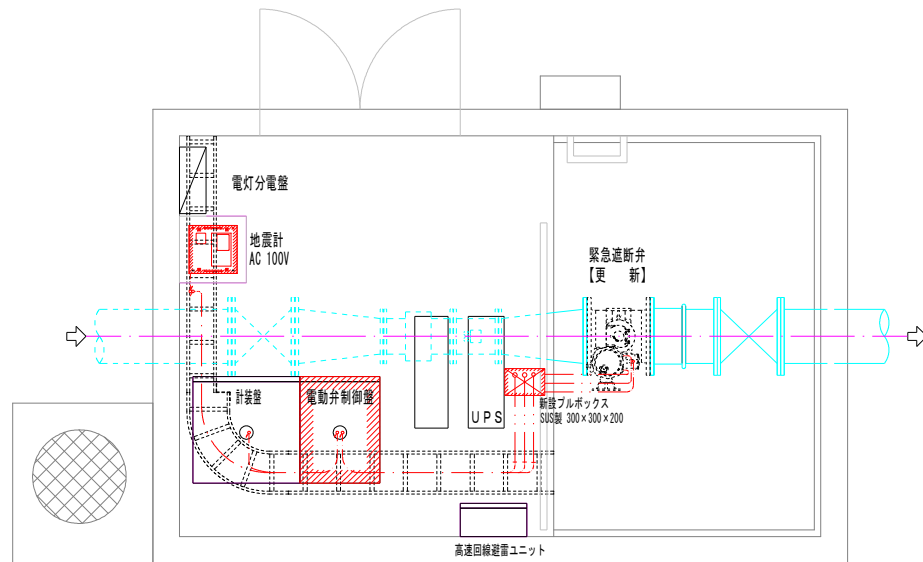
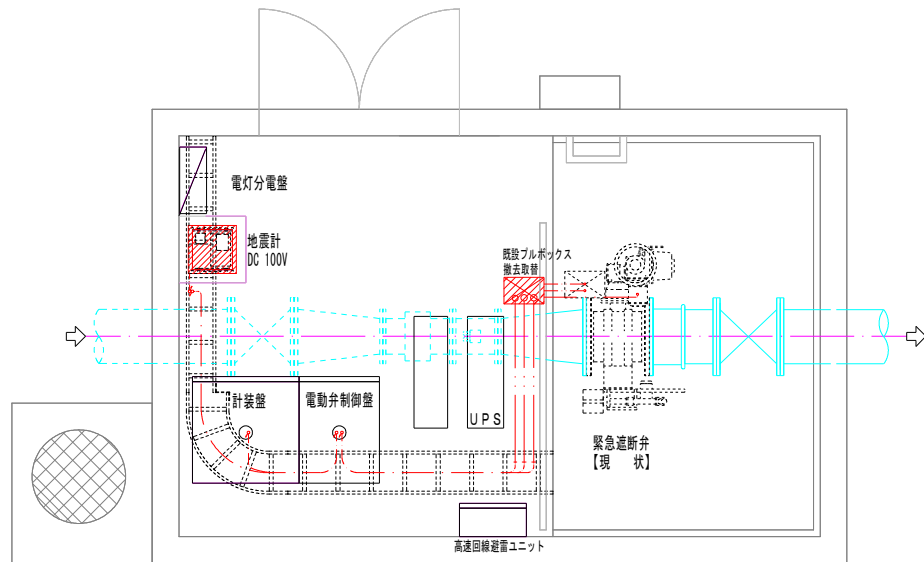
UPS電源	停電	緊急遮断弁中央	緊急遮断弁全開	緊急遮断弁動作	緊急遮断弁モータバンプ全開	緊急遮断弁過負荷	緊急遮断弁過トルク	感震重	地震計故障	UPS故障	制御電源トリップ	(予備3)
直流電源	(予備1)	緊急遮断弁ポンプ場	緊急遮断弁全閉	緊急遮断弁モータバンプ待機	緊急遮断弁モータバンプ中間開度	緊急遮断弁ロック不良	配水流量過大	感震軽	(予備2)	直流電源故障	MCCBファイダトリップ	(予備4)

UPS電源	停電	緊急遮断弁中央	緊急遮断弁全開	予備	予備	緊急遮断弁過負荷	緊急遮断弁過トルク	感震重	地震計故障	UPS故障	制御電源トリップ	(予備3)
発電機電源	予備	緊急遮断弁ポンプ場	緊急遮断弁全閉	予備	予備	緊急遮断弁ELCBトリップ	配水流量過大	感震軽	(予備2)	予備	MCCBファイダトリップ	(予備4)

注記

1. は今回施工箇所を示す。

工事名	工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事
施工箇所	可児市 姫ヶ丘 地内
図面	電動弁制御盤機能増設図
縮尺	
図面番号	2
可児市 水道部 水道課	



屋外引込盤	CVT38sq	高速回線避雷ユニット	
電動弁制御盤	EM-GCT22sq	UPS	
	E8sq		E (D)
	EM-GCE14sq-20		
	EM-GCE14sq-20		
	UPS (1/1-7/1-7) ↓		
	E8sq		
CVT38sq	電灯分電盤		
EM-GES 5sq-20	計装盤		
EM-GEE2sq-20C	DC100V		
EM-GEE2sq-20C	DC24V		
EM-GEE2sq-20			
EM-GES 3.5sq-4C	緊急遮断弁	FE (28) → WP#30	
EM-GEE2sq-15C	AC100V	FE (20) → WP#30	
EM-GEE2sq-4C	DC100V	FE (22) → WP#24	
EM-GES2sq-4C	DC24V		
EM-GC 2sq-3C(E 2 sq)	地震計		
EM-GEE2sq-4C	地震計	地震計故障表示通知	

配線撤去図

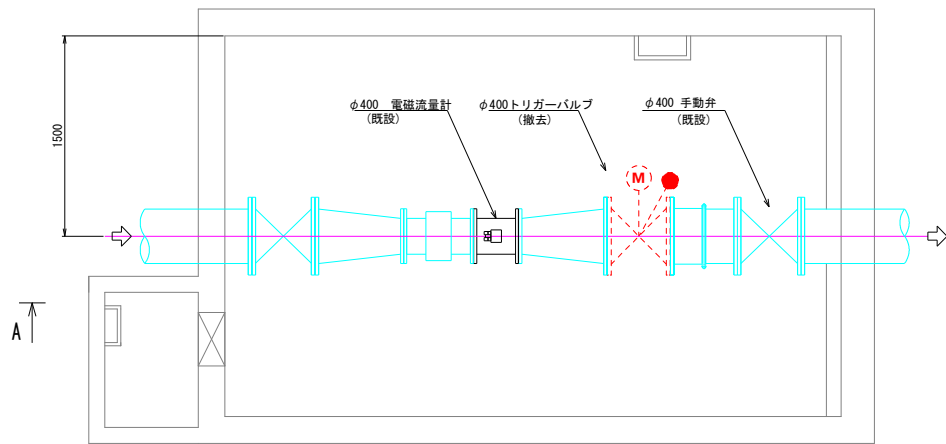
屋外引込盤	CVT 38 sq (既設)	高速回線避雷ユニット	
電動弁制御盤	EM-GCT 22 sq (既設)	UPS	
	E 8 sq (既設)		E (D)
	EM-GC 14sq-20 (既設)		
	EM-GC 14sq-20 (既設)		
	UPS (1/1-7/1-7) ↓ (既設)		
	E 8 sq		
CVT 38sq (既設)	電灯分電盤	既設	
EM-GC 5.5sq-20	計装盤 (電源)	AC100V	
EM-GEE 1.25sq-20C	AC100V (室内付漏電)	制 御	
EM-GEE 1.25sq-20C	DC24V	表 示	
EM-GES 2sq-20	4 ~ 20 mA	閉 路	
EM-GC 3.5sq-4C	①	FE (28) → WP#30	
EM-GEE 1.25sq-10C	LS	FE (28) → WP#30	
EM-GEE-S 1.25sq-20	Z1	FE (22) → WP#24	
EM-GC 2sq-3C(E 2 sq)	地震計		
EM-GEE 1.25sq-4C	地震計	地震計故障表示通知	

配線更新図

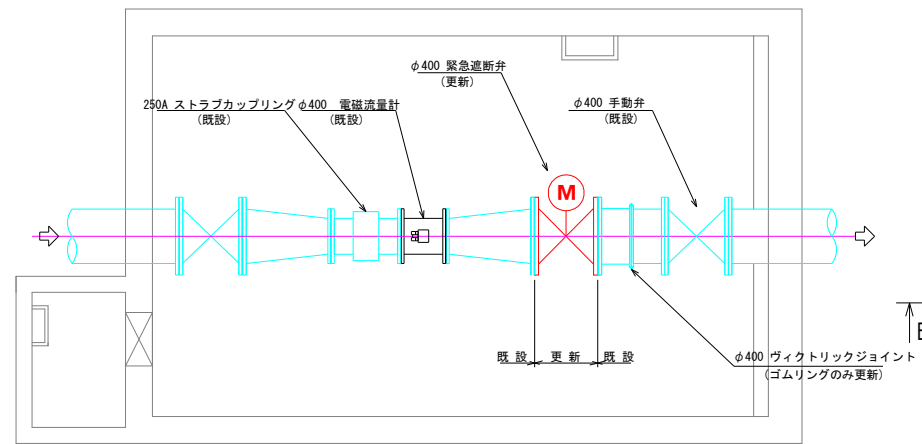
注 記

1. は今回撤去箇所を示す。
2. は今回更新箇所を示す。

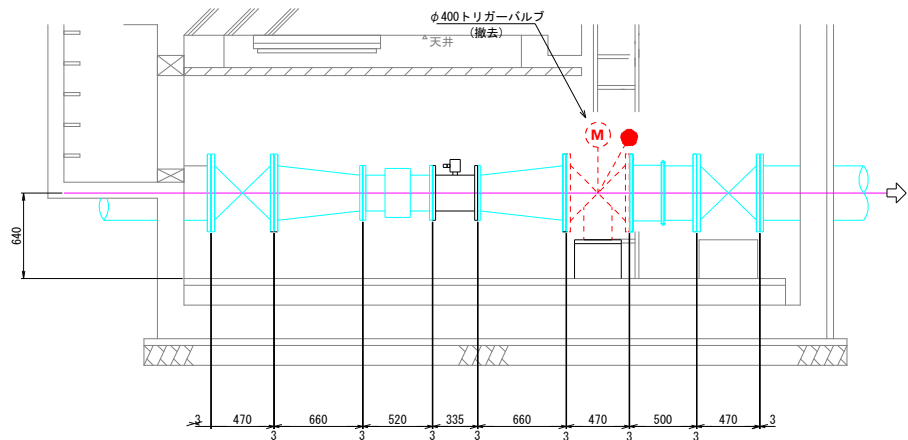
工事名	工業地配水池緊急遮断弁等更新工事
施工箇所	可児市 姫ヶ丘 地内
図 面	電気配線撤去・更新図
縮 尺	
図面番号	3
可児市 水道部 水道課	



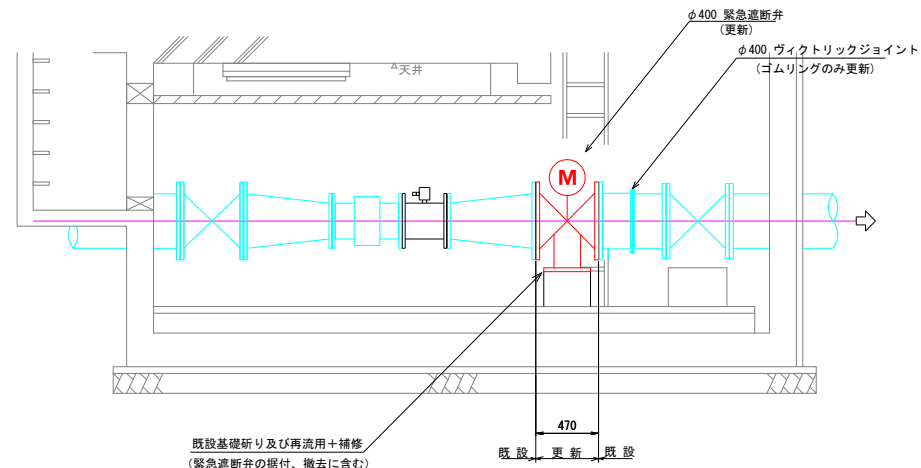
緊急遮断弁撤去図



緊急遮断弁更新図



A-A断面 (撤去)



B-B断面 (更新)

注 記

1. - - - - - は今回撤去箇所を示す。
2. ———— は今回施工箇所を示す。

工事名	工業団地配水池緊急遮断弁等更新工事
施工箇所	可児市 姫ヶ丘 地内
図 面	緊急遮断弁更新図
縮 尺	
図面番号	4
可児市 水道部 水道課	